

損害賠償請求に係る民事調停に関する決議

公正取引委員会は、平成22年11月、本県発注の海上工事に関する独占禁止法違反行為について、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

県は、当該措置を受けて、対象となった建設業者に対して指名停止措置、営業停止処分を行い、平成25年1月15日には、課徴金納付命令の対象となった工事を受注した31社に対し、建設工事請負契約書の規定に基づいて、総額約36億4千5百万円の損害賠償金を請求したところである。

もとより、公共工事の入札執行に当たって、談合はあってはならないものであり、建設業者は談合を行ったことを十分反省し、公正取引委員会の命令及び県の措置等を重く受け止め、二度とこのようなことがないように企業倫理の確立と法令遵守を徹底し、再発防止に徹底的に取り組むべきである。

損害賠償請求を受けた建設業者は、昨年2月に賠償金額の減額等を求める民事調停の申立を行い、1年以上経過した現在も調停協議中であるが、県が行った損害賠償金の請求に対しては、建設工事請負契約書の規定に基づいて支払うことは当然の責務である。

一方、建設業者は地域の雇用や経済の重要な担い手であるとともに、他県に比べて大規模な災害が多発する本県においては、災害発生時の応急活動や災害復旧工事等を行うなど、地域社会の維持に不可欠な役割を果たしている。

しかしながら、この間の公共工事の縮減等もあり、県内の建設投資額はピーク時の5割、就業者数も6割に減少するなど、建設業者の経営環境は非常に厳しい状況にある。損害賠償請求を受けた建設業者においては、既に課徴金の負担をはじめ、指名停止措置や営業停止処分を受けており、多額の損害賠償金の負担に伴って対象業者の経営のみならず、関連する下請業者や資材業者等の経営や雇用及び地域経済への影響が懸念される。

よって、県におかれては、損害賠償請求の原則を踏まえるとともに、県内建設業者の果たす役割や建設業者をめぐる事情、県内地域経済の経営や雇用への影響及び再発防止への取組も十分考慮の上、減額に応じるなど円滑な調停結果となるよう強く要望する。

以上、決議する。

平成26年3月26日

鹿 児 島 県 議 会